

業務指示書

パレスチナ零細中小企業向けビジネス開発サービス強化プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限： 2013年8月2日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第二課 城水 健 Shiromizu.Tsuyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答： 2013年8月7日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員にはなれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
- 注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
- 注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
- 注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・日本国法令に基づき設立された内国法人(外資系を含む。)に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・内国法人が外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材で、いずれかの外国法人に在籍するものか外国法人に在籍するもの又は個人コンサルタント

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 当該業務実施上のバックアップ体制（本邦／現地）
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：民間開発セクターに係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容（国内及び現地）
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

() (1)と(2)を併せた記載分量は、10ページ程度としてください。

注) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めません）。副業務主任者は1名を上限とする。上記、「2 業務の実施方針等、(4) 要員計画」においては、業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループとしての配置計画を立案・記載することとし、業務主任者と副業務主任者の個々の配置計画の記載は不要とする。

(2) 業務主任者（／副業務主任者）の経歴

以下(3)に掲げる項目に加え、総括責任者として必要な経験、能力等について記載して下さい。

(3) 評価対象業務従事者（評価対象者のみ）の経歴

- 1) 類似業務の経験
- 2) 海外業務の経験

- 3) 対象国（パレスチナ 及びその他 全途上国）での業務の経験
- 4) 語学能力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 5) 学歴、業務歴、取得学位、資格等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 研修受講実績
- 7) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2013年8月16日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写 5部
見積もり 正1部 写 1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく指名停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第9.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び算出根拠

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含む）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

（○）契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（○）第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
本邦研修経費、第三国研修経費

（○）現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス (Y2) を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(ILS1 = 27.017 円 , US\$1 = 98.07 円 , EUR1 = 127.76 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： 8月21日(水) 15:00 ~ 17:00

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：独立行政法人国際協力機構 2階 208会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課・第三課まで報告するものとします。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課・三課まで報告するものとします。条件等は、以下のとおりです。

a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。

b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。接続責任も同様とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。但し、技術評価の結果、各プロポーザル提出者の技術評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第8により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点の差が第1位の者の技術評価の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括
生産管理／販売管理
企業診断

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

25.33 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2013年8月30日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。
 - ①コンサルタント等の経験・能力
 - ②本件業務の実施方針
 - ③業務主任者及び業務従事者の経験・能力
- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。
- ・技術評価点の差が僅少で見積価格を加味した場合には、価格点と技術評価点を合わせた合計点を公表する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成要領」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成要領」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規定：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「規定」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

以 上

(補足説明)

1. プロポーザル提出様式の変更について

(1) プロポーザルの提出様式については、環境配慮の観点から、従来の2穴バインダー（2穴リング式）綴じから紙製のフラットファイル綴じとします。

2. 契約変更手続きについて

(1) 要員計画の確定・変更

● 契約変更が必要な事項

- ア. 契約時の総人月が増える場合
- イ. 業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）の交代
- ウ. 増額の必要が生じる場合

● 打合簿の作成が必要な事項

- ア. 業務従事者（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）以外）の交代
- イ. 業務従事者間または同一業務従事者自身の現地作業と国内作業の人月の振替（業務主任者（総括）・副業務主任（副総括）を含む）
- ウ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の資格要件の確認
- エ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の確定
- オ. 渡航回数の変更又は業務従事者間の渡航の振替

● 打合簿を省略できる事項（担当事業部に報告）

- ア. 現地調査従事予定日（業務計画書では目安）の確定、変更
- イ. 業務従事者間または同一の業務従事者の現地作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、航空賃を除いた旅費全体額、直接人件費（現地作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）
- ウ. 業務従事者間または同一の業務従事者の国内作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、直接人件費（国内作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

【留意事項】

- ・ [直接経費] ・ [直接人件費] ・ [その他原価] ・ [一般管理費等] の費目間流用はできず、[直接経費] ・ [直接人件費] ・ [その他原価] ・ [一般管理費等] のそれぞれの費目において増額の必要が生じる場合は、以下(3)のとおり契約変更を行う。
- ・ 異なる格付けの業務従事者間の人月の振替に関しては、旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等の増減に留意する。また、同じ業務従事者であっても、国内作業と現地作業とを振り替えることにより旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等が増額になる可能性があるため、同様に留意する。
- ・ 業務従事者の交代・確定にあたっては、変更後の従事者の履歴書（評価対象業務従事者）または業務従事者名簿（評価対象外業務従事者）を打合簿に添付する。
- ・ 同一業務従事者の現地作業と国内作業との振替については、それぞれの業務内容の増減を確認し、必要に応じてその内容及び理由を打合簿にて確認する。

(2) 費目間流用

[直接経費] ・ [直接人件費] ・ [その他原価] ・ [一般管理費等] の費目間の流用はできない。ただし、[直接経費] 内の費用に関しては、状況により費目間の流用が可能な場合がある。

(3) 打合簿または契約変更による契約金額増減の手続き

- 変更により契約金額が増額になる場合
 - ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合
 - (ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出
 - (イ)契約交渉
 - (ウ)変更契約書締結による変更承認
 - イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下の場合
 - (ア)打合簿による変更承認（調達部契約課の合議が必要）
 - (イ)変更契約書締結
- 変更により契約金額が減額になる場合
 - ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合
 - (ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出
 - (イ)契約交渉
 - (ウ)変更契約書締結による変更承認
 - イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下
 - (ア)精算時戻入

【留意事項】

- ・契約履行期間を変更する場合は、契約金額の変更の有無にかかわらず、必ず契約変更を行う。

以上

プロポーザル評価表

パレスチナ零細中小企業向けビジネス開発サービス強化プロジェクト

| 評価項目 | 配点 | |
|--|-------------|--------------|
| 1. コンサルタント等の経験・能力 | (10.00) | |
| (1) 類似業務の経験 | 6.00 | |
| (2) 当該業務実施上のバックアップ体制 (本邦/現地) | 4.00 | |
| 2. 本件業務の実施方針 | (30.00) | |
| (1) 業務指示書の理解度 | 3.00 | |
| (2) 業務方針的確性 | 6.00 | |
| (3) 業務方法、作業計画の業務方針との整合性、現実性等 | 8.00 | |
| (4) プロジェクト運営・技術移転計画 (専門家、機材、研修員受入等) の妥当性 | 9.00 | |
| (5) 事前のカリキュラム・テキスト作成等国内作業計画の妥当性 | | |
| (6) 業務主任者によるプレゼンテーション (業務方針的確性、現実性等) | 4.00 | |
| 3. 業務主任者及び業務従事者の経験・能力 | (60.00) | |
| (1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価 | (30.00) | |
| | 業務主任者 のみ | 業務管理 グループ |
| 1) 業務主任者の経験・能力 総括 | (30.00) | (24.00) |
| イ 類似業務の経験 | 9.00 | 7.00 |
| ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 | 3.00 | 2.00 |
| ハ 語学力 | 4.00 | 3.00 |
| ニ 業務主任者としての経験及び評価 | 5.00 | 4.00 |
| ホ その他学位、資格等 | 3.00 | 2.00 |
| ヘ 業務主任者によるプレゼンテーション (専門的資質、表現方法の理論性、説得力、業務への取組意欲等) | 6.00 | 6.00 |
| 2) 業務管理グループの管理体制 | - | (6.00) |
| イ 業務管理体制 | - | 6.00 |
| (2) 業務従事者の経験・能力 | (30.00) | |
| 1) 担当事項：生産管理/販売管理 | (15.00) | |
| イ 類似業務の経験 | 7.00 | |
| ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 | 2.00 | |
| ハ 語学力 | 3.00 | |
| ニ その他 学位、資格等 | 3.00 | |
| 2) 担当事項：企業診断 | (15.00) | |
| イ 類似業務の経験 | 7.00 | |
| ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 | 2.00 | |
| ハ 語学力 | 3.00 | |
| ニ その他 学位、資格等 | 3.00 | |
| 3) 担当事項： | () | |
| イ 類似業務の経験 | | |
| ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 | | |
| ハ 語学力 | | |
| ニ その他 学位、資格等 | | |
| 4) 担当事項： | () | |
| イ 類似業務の経験 | | |
| ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 | | |
| ハ 語学力 | | |
| ニ その他 学位、資格等 | | |
| 総合評点 | [100.00] | |

第2 業務の目的、内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

パレスチナには約11万社の企業が存在し、うち97%は従業員20名未満の零細中小企業¹である。零細中小企業のGDPへの貢献度は24%程度で推移しているが、労働者の87%の雇用を占める等、雇用創出源として重要な役割を果たしている。パレスチナの安定した国家建設のためには、このようにパレスチナの社会・経済において重要な役割を果たす零細中小企業の育成・強化が喫緊の課題となっている。一方で、パレスチナでは失業率が20%前後で推移しているほか、零細中小企業は、脆弱な経営基盤、経営管理能力の不足、マーケット情報の不足、金融アクセスの欠如等、様々な課題を抱えており、零細中小企業の育成・強化が極めて重要な課題となっている。

また、パレスチナ市場の規模は限られていることから、多くの企業が新規市場開拓のため海外への輸出の必要性を感じており、マーケティングや品質改善に関する研修やアドバイス、コンサルテーションの必要性が認識され始めており、こういったニーズは増加傾向にある。しかし、パレスチナにおいては、これらを含んだビジネス研修、コンサルテーション等の零細中小企業向けのサービスはあるものの、安価なサービスについてはその研修内容のレベル等の質が悪く、また質の良いサービスは高価なため、多くの零細中小企業が受けられない状況にある。

このような背景の下、2010年にパレスチナ自治政府(PA)国民経済庁 (Ministry of National Economy: MONE) が国際労働機関 (ILO) の支援を得て実施した調査において、零細中小企業機構 (MSME Agency) の設立が提案され、2011年5月には、MONEとILOは同機構設立に係るプロジェクト・ドキュメントを作成し、内閣により承認された。これを受け、MONEは2011年8月、MSME Agency設立とその実施能力向上や、零細中小企業のビジネス開発サービス (Business Development Service: BDS)²へのアクセス向上等を目的とした支援を日本政府に対し要請した。当時のMONEの意向としては、零細中小企業に焦点を当てた政策面での対応を進めていくと同時に、これまで主にNGO等がドナー資金を活用して行ってきたBDSのあり方を改善したいというものであった。

JICAは、上記要請を受け、2012年2月に基礎情報収集調査を行い、協力の内容として、MSME Agencyの組織設立、MSME関連の政策・法整備、商工会議所が提供するBDSに対する零細中小企業のアクセス向上をMONEが希望していることを確認したものの、2012年6月にはMONEから、上記協力内容の多くが2012年7月から開始予定の世界銀行のプロジェクトと重複しているため、その協力内容を、零細中小企業のBDSへのアクセス向上に絞りたいとの要望があった。

本案件は、マーケティングや品質・生産性向上等に関して質の高いBDSを零細中小企業へ提供できる体制を構築すべく、パレスチナ内におけるBDS提供者を育成することを目的としている。

JICAは2012年9月にプロジェクトの詳細内容およびプロジェクト実施に関する体制状況等を確認し、プロジェクトの妥当性を確認した上で、プロジェクトの基本計画、実施体制、双方の責任分担等について、パレスチナ側と合意し、2013年6月に協力の枠組み・内容について定めた討議議事録 (以下、R/D) を署名した。

¹ 2013年現在におけるパレスチナでの従業員の数による企業規模の定義は、以下のとおりである。
零細企業：1～4人、小企業：5～9人、中企業：10～19人、大企業：20人以上

² ビジネス開発サービスとは、企業向けのセミナーや企業への診断や指導などのサービスを総称したものをいう。通常、金融支援はその定義の中に含まれない。

2. プロジェクトの概要

(1) 上位目標

パレスチナ全土の零細中小企業が質の高いBDSを受ける。

(2) プロジェクト目標

育成されたナショナルエキスパート（詳細は後述）により、零細中小企業に対して質の高いBDSが提供される仕組みが整う。

(3) 期待される成果

成果 1：当該プロジェクトの運営管理体制が整備される。

成果 2：零細中小企業へ BDS を提供すると共に他の BDS 提供機関（本プロジェクトにおいて研修を受講しなかった地方商工会議所等の機関）への研修を行うナショナルエキスパートが育成される。

成果 3：企業への BDS 提供に関する活動計画（コンサルテーション・アクションプラン）が策定される。

成果 4：他の BDS 提供機関における BDS 提供者の育成に関する活動計画（アウトリーチ・アクションプラン）が策定される。

(4) 活動の概要

1) 成果 1 に係る活動：プロジェクト運営管理体制の整備

1-1 現状の BDS の提供・斡旋機関並びに零細中小企業に関するベースライン調査（これら機関並びに零細中小企業の BDS へのニーズ調査を含む）を実施する。

1-2 カウンターパート機関間およびこれら機関における関係者間の役割分担及び BDS の提供・斡旋機関における実施体制を検討・確定する。

1-3 Technical Committee (TC) のメンバー（詳細は後述）を検討・確定し、TC を設置する。

1-4 他ドナー（世界銀行、GIZ、AFD 等）との連携を担当するカウンターパート機関の担当者を決定し、他ドナーとの連携の方法について検討する。

2) 成果 2 に係る活動：ナショナルエキスパートの育成

2-1 デモセミナー（アウェアネスキャンペーン）（詳細は後述）を計画・実施する。

2-2 BDS に関する研修（講義及び企業診断・指導の OJT）の方針・計画を策定する。

2-3 BDS に関する講義（ビジネスコース及びテクニカルコース）を実施する。

2-4 モデル企業の選定³と企業診断・指導の OJT を実施する。

2-5 ナショナルエキスパートによる、研修成果を普及するオープンセミナーの企画及び講演を行う。

3) 成果 3 に係る活動：コンサルテーション・アクションプランの策定

3-1 ナショナルエキスパートが零細中小企業へ BDS を提供する方法を検討・確立する。

3-2 BDS 提供に関するモニタリング体制を検討・確立する。

³ モデル企業の選定は、TC によって行われる。

- 4) 成果4に係る活動：アウトリーチ・アクションプランの策定
 - 4-1 他の BDS 提供機関における BDS 提供者の育成に関する方法を検討・確立する。
 - 4-2 他の BDS 提供機関における BDS 提供者の育成に関してのモニタリング体制を検討・確立する。

(5) 対象地域

パレスチナ西岸地区：ラマッラ、ヘブロン、ナブルス等を予定。

(6) カウンターパート機関・受益者

下記団体の職員及びそのメンバー企業

1) MONE :

本プロジェクトにおける中心的な機関であり、本プロジェクトの意思決定機関である後述する合同調整委員会 (Joint Coordinating Committee :JCC) や TC においてプロジェクト全体の方向性を決定する役割が期待される。以下の商工会議所連盟および PFI を監督する義務を有している。

2) 商工会議所連盟 (Federation of Palestinian Chambers of Commerce, Industry and Agriculture :FPCCIA)、商工会議所 (Chambers of Commerce, Industry and Agriculture :CCIAs) :

FPCCIA は、各地方に点在している商工会議所を統括する民間団体であり、本プロジェクト活動の実施主体という役割および各地の商工会議所の連携を調整することが期待される。

CCIAs は、地方毎に存在しており、その地方に位置する企業はその CCIAs への登録が義務付けられている。なお、パレスチナ西岸地区には 13 箇所の CCIAs が存在し、特にヘブロン、ナブルス、ラマッラの CCIAs は、他の CCIAs に比べてその規模が大きい。CCIAs には、本プロジェクトの活動、特に研修に関する活動の実施補助および多くのナショナルエキスパート候補者 (詳細は後述) の選出が期待される。

3) 産業団体連盟 (Palestinian Federation of Industries:PFI、産業近代化センター (Industrial Modernization Center :IMC)、産業団体 (Unions) :

PFI は、業種別の産業団体を統括する民間団体であり、本プロジェクト活動の実施主体という役割および各産業団体への連絡・調整等が期待される。

IMC は、PFI 内に位置する主に研修関連業務を担当する部署である。

産業団体は、業種別に組織される業界団体であり、パレスチナには 13 の産業団体が存在する。IMC および産業団体には、本プロジェクトの活動、特に研修に関する活動の実施補助および多くのナショナルエキスパート候補者 (詳細は後述) の選出が期待される。

4) 産業団地フリーゾーン庁 (Palestinian Industrial Estates and Free Zones Authority :PIEFZA) :

工業団地整備および工業団地への企業誘致を所管する機関であり、「平和と繁栄の回廊」構想 (詳細は後述) の中核的な工業団地である「ジェリコ農産加工団地」に関しても所管している。本プロジェクトの活動を通してジェリコ農産加工団地への企業誘致を補助することを想定しており、入居予定企業との調整等が期待される。

3. 業務の目的

「零細中小企業向けビジネス開発サービス強化プロジェクト」に係る R/D に基づき業務 (活動)

を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

4. 業務の範囲

本業務は、2013年6月10日に署名されたR/Dに基づき実施されるプロジェクトにおいて、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項（研修員受入支援を含む）の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

<本プロジェクト実施にあたっての全般的事項>

(1) プロジェクトの柔軟性の確保

能力強化を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/Pのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。

この趣旨を踏まえ、本プロジェクトを受注したコンサルタント（以下、コンサルタント）は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜に提言を行うことが求められる。JICAは、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方C/Pとの合意文書の変更、契約の変更等）を取ることにする。

(2) C/Pのオーナーシップの確保

能力強化を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/Pのオーナーシップを確保しながら、協働で業務を進めることが必要である。特にパレスチナにおいてはドナー側が活動の計画・準備・実施を請け負うことをC/P側が期待する傾向にあり、結果としてC/Pの人材育成や経験ノウハウの蓄積が進まないことがある。コンサルタントには、パレスチナ側関係機関の主体性を尊重し、そのオーナーシップを引き出しながら、将来的にパレスチナ側関係機関が自ら西岸地区全域の零細中小企業に対してBDSを提供できるようにするために効果的な業務プロセスの工夫が求められる。プロポーザルではこの点に十分留意し、具体的な工夫を提案すること。

(3) プロジェクト開始初期の共通認識の醸成

上記のオーナーシップの確保及び円滑な業務の実施にあたっては、プロジェクト開始初期からコンサルタントとC/P等のパレスチナ側関係者が、プロジェクトの目指す目標及びそれを達成するための技術移転のプロセス及び内容、国家的開発計画や関連開発プログラム等における本プロジェクトの位置づけ・関係性、Project Design Matrix(PDM)及びPlan of Operation(PO)を活用したプロジェクト管理（Project Cycle Management :PCM）手法などについて共通認識を持つことが大変重要である。このため、コンサルタントはプロジェクト開始当初に関係者を集めたワークショップを開催するなどの工夫を行い、上記共通認識の醸成に努めることにする。

(4) 技術移転と合意形成のプロセス

日常的な業務の実施において、コンサルタントのみでなく、C/Pと共に密接に協働してプロジェクト活動を進めていくことを基本とする。具体的には、後述するJCCやTC等、双方が参加す

る定期的なプロジェクト進捗管理の場を設けることとする。特に、パレスチナ側関係機関の組織的判断が必要な事項については、JCC メンバーを交えたワークショップ開催等の工夫により、合意形成プロセスを確保する。

(5) PDM 指標の具体化

具体的な数値が入っていない PDM 指標の目標値は、ベースライン調査実施後に具体的な数値を設定し、本プロジェクト開始から半年後を目途に JCC にて承認を得る。コンサルタントはこの業務についてもプロポーザルの活動スケジュールに明記し、活動開始後に漏れがないよう留意する。

(6) プロジェクトの実施体制

1) 合同調整委員会 (Joint Coordinating Committee : JCC) の設置

本プロジェクトでは、意思決定機関として、R/D に基づく JCC を設置する。メンバー及び目的は R/D 記載のとおりである。JCC は先方政府側が議長を務め、先方政府の主導で開催されるものの、必要な支援を行うことが求められる。プロジェクトの年間計画案の協議・承認、プロジェクトの進捗確認及び目標の達成度確認等のため、必要に応じて少なくとも年 1 回会合を開催する。コンサルタントは、一参加者として会合に参加する。

2) テクニカルコミッティ (Technical Committee : TC) の設置

本プロジェクトでは、JCC の下にプロジェクト活動の実施責任機関として、R/D に基づく TC を設置する。メンバー及び目的は R/D 記載のとおりである。TC では、プロジェクトディレクターである MONE 産業開発局長が議長を務め、MONE, FPCCIA, PFI 各機関のディレクターをはじめとした職員で構成し、プロジェクトの監理を行うと共に、プロジェクトにおける具体的な活動内容を協議、決定する。コンサルタントは、TC の開催を支援すると共に、この協議に参加し必要な助言等を行う。TC は 1 か月に 1 回程度開催されることが望ましい。

3) その他の具体的な実施体制

コンサルタントにおいて、上記以外の実施体制について具体的な提案がある場合は、プロポーザルにて提案すること。

4) 実施体制の確定

コンサルタントは、ワークプランの中でパレスチナ側関係者の本プロジェクト運営に関する実施体制案を明記し、初回渡航の前に、JICA と協議・合意すること。この実施体制案に基づき、現地にてワークプランの説明・協議を行い、パレスチナ側の全ての関係者と役割分担等を確認し、最終的な実施体制についてプロジェクトガイドラインを作成することにより確定させる。但し、現地での状況に応じて柔軟に体制の改善を検討し、JICA 及び先方関係者に説明・合意の上、改善を行う。

(7) 「平和と繁栄の回廊」構想としての本プロジェクトの位置づけ (PIEFZA との連携)

「平和と繁栄の回廊」構想の中核事業として実施されている「ジェリコ農産加工団地のための PIEFZA 機能強化プロジェクト」では、ジェリコ農産加工団地 (JAIP: Jericho Agricultural Industrial Park) の操業開始に向けて、実施機関である PIEFZA に対して支援を 2010 年 9 月から 2013 年 3 月までの協力期間で行った。主に工業団地開発・運営に関する能力強化を目的とした活動が実施された。本協力の後、後継案件として PIEFZA の工業団地の運営管理、テナント企

業向けのインセンティブサービス（BDS を含む）提供能力を強化することを目的とした技術協力プロジェクトが採択され、当年度（2013 年度）より開始される予定である。パレスチナにおける企業振興はこの JAIP を含めた工業団地の開発により、インフラやインセンティブサービスを整備して進める方法が有効と認識されており、本プロジェクトも JAIP との連携について最大限留意する。

具体的には、本プロジェクトを JAIP 開発・運営支援と連携させるべく、本プロジェクトの活動の中に JAIP の発展にも寄与する活動を組み入れ、後述の企業診断の OJT 研修やオープンセミナーの対象として、PIEFZA 職員、JAIP テナント企業（入居予定企業を含む）等も検討する。

(8) 他ドナーとの連携

現在、パレスチナにおける民間セクター支援の分野においては、世界銀行（WB）、ドイツ国際協力公社（GIZ）、フランス開発庁（AFD）、米国（USAID 他）等がプロジェクトを実施している。特に、WB のプロジェクトは、MONE を実施機関とし、中小企業を中心とした民間セクターに関する政策面の支援、開発戦略を策定することを予定しており、本プロジェクトとの関連性が大きい。

本プロジェクトと他ドナーによるプロジェクトとは内容の棲み分けがなされているが、類似の分野における協力であることから、緊密に情報を共有し相互に協調して実施し、相乗効果を発現させていくことに努めること。

なお、WB、GIZ、AFD がパレスチナにおける民間セクター分野に対して実施している援助活動名は以下のとおりである。

ア WB : Government Services for Business Development Project

イ GIZ : Private Sector Development Program

ウ AFD : Palestinian Clusters Project

(9) 広報活動

本プロジェクトの意義、活動内容及びその成果がパレスチナ及び周辺中東諸国、我が国の各国民に広く正しく理解されるよう、効果的な広報に努める。特に、現地公用語であるアラビア語での広報も積極的に活用すること。また、JICA が開設する JICA ホームページ内の技術協力ホームページ（日本語、英語）のコンテンツの中で、活動の進捗状況等を広報し、必要に応じて JICA が行うべき広報活動を提案する。

広報活動の全体方針、具体的な活動内容、使用媒体と活用方法等の活動戦略について、現時点で想定する内容をプロポーザルで提案すること。広報媒体としては、テレビ、ラジオ、新聞、ニュースレター、ポスター、DVD、ホームページ、各種イベント等が想定されるが、必要に応じて、その他の提案も行うこと。特に、プロジェクト外で開催される各種イベントが、プロジェクトの広報活動に資すると認められる場合には、積極的に出席すること。

(10) 事業のフェーズ分け

本業務については、以下 2 つの契約期間に分けて実施することを想定する。

・ 第一フェーズ（第一次契約期間）：2013 年 9 月～2015 年 3 月

・ 第二フェーズ（第二次契約期間）：2015 年 4 月～2016 年 10 月

このため、それぞれの契約期間終了時点において、次期契約期間の業務内容の変更の有無等

について JICA が指示を行い、契約交渉を経て契約書を締結することとする。

<本プロジェクトの各成果における留意事項>

(11) ナショナルエキスパートの定義（成果 2 関連）

「ナショナルエキスパート」とは、本プロジェクトで実施される BDS に関する研修（詳細は後述するが、①講義及び②企業診断・指導の OJT の 2 種類を予定している）を修了した者をいう。そして、上記研修を受講する資格を有する者をナショナルエキスパート候補者と言い、ナショナルエキスパートの候補者には、各地の CCIA's や IMC、産業団体の職員等を想定しており、プロジェクト活動の序盤にコンサルタントが実施する企業向けのデモセミナーに出席し、その出席者に本プロジェクトで実施される研修への参加を募り、募集者の中から MONE、FPCCIA 及び PFI にてナショナルエキスパートになる人材を最終的に選定する。

ナショナルエキスパートは、基礎的な経営管理と財務管理、マーケティング、販売、生産管理、販売管理、企業診断等に関する知識を身に付けていることが期待される。そしてその責務は、プロジェクト終了後に、零細中小企業への BDS を提供（各種セミナーや企業診断・指導等）することと、本プロジェクトで実施される研修に参加しなかった CCIA's 等の組織（「他の BDS 提供機関」と定義する）の職員への研修を実施（この活動をアウトリーチという）すること、の 2 点である。なお、上位目標の指標として記載されている「BDS 提供者」とは、本プロジェクトで実施された研修によって育成されたナショナルエキスパートが、他の BDS 提供機関の職員をさらに育成した結果、零細中小企業へ BDS を提供できるようになった者をいう。

(12) 研修の内容

本プロジェクトにおいてナショナルエキスパートを育成するために実施する BDS に関する研修には、①講義と②企業診断・指導（コンサルテーション）の OJT の 2 種類がある。ただし、この BDS に関する研修（講義及び企業診断・指導の OJT）を実施する前に、まずはコンサルタントによる「デモセミナー」（企業向けに、A. 経営管理と財務管理、B. マーケティングと販売、C. 生産管理と販売管理、D. 企業診断、という 4 つのモジュールをテーマに講演を行うもの。詳細は P. 8 を参照）を開催する予定であり、このデモセミナーに興味を持った CCIA's 等が、職員を本デモセミナーに派遣、聴講する。その後、同職員が BDS に関する研修に参加する。

BDS に関する研修における「講義」とは、コンサルタントが現地のナショナルエキスパート候補者に対して BDS に関する講義を座学形式で行うことを想定しており、ナショナルエキスパート候補者が BDS に関する基本的な知識を身に付けることを目指している。具体的には、R/D の ANNEX 5 「Plan of Training」に記載されているように、A. 経営管理と財務管理、B. マーケティングと販売、C. 生産管理と販売管理、D. 企業診断、の 4 種類のモジュールの講義を予定している。この中で、A、B、D の講義を実施するコースをビジネスコースと定義し、FPCCIA がそのコース運営の責任を負うこととする。また、C、D の講義を実施するコースをテクニカルコースと定義し、PFI がそのコース運営の責任を負うこととする。なお、ビジネスコースにおけるモジュール D を D1 と、テクニカルコースのモジュール D を D2 と定義する。期間は 4 か月程度を想定する。

「企業診断・指導（コンサルテーション）の OJT」とは、コンサルタントがナショナルエキスパートと共に現地の零細中小企業へ訪問し、その企業の診断及び指導を OJT 形式により実施することを想定しており、ナショナルエキスパートにおける企業に対するコンサルテーション能力を

強化することを目指している。具体的には、上記講義の実施期間（4 か月程度を想定）の終了後に、A. 経営管理と財務管理、B. マーケティングと販売、C. 生産管理と販売管理、D. 企業診断（D1 および D2）の4つのモジュールの観点から、実際の零細中小企業を対象にコンサルタントがコンサルテーション OJT を行い、参加者がこれに参加し、実践的な知識を身に付ける。

BDS 研修（①講義、②コンサルテーション OJT）受講後にナショナルエキスパート候補者が、デモセミナーと同様の企業向けセミナー（本プロジェクトでは「オープンセミナー」と定義）において講演することで研修を修了したとみなし、ナショナルエキスパートと認定する。さらに、このオープンセミナーに興味を持った CCIAAs から職員が、ナショナルエキスパート候補として第2クールの BDS に関する研修（講義及びコンサルテーション OJT）に参加し、第2クールの研修受講後に第2回オープンセミナーにおいて講演し、第2クールのナショナルエキスパートに認定される。

なお、各モジュールの講義の内容としては、以下のようなものを想定している。

A. 経営管理と財務管理：

ビジネスマネジメントと哲学、戦略マネジメントとビジネスプラン、中小企業マネジメント、人材マネジメントと人材管理、財務マネジメントと管理会計等

B. マーケティングと販売：

マーケティング（国内マーケティング、国際マーケティング）、マーケティングプラン開発、販売マネジメント、新製品開発等

C. 生産管理と販売管理：

生産管理、5S/カイゼン、品質管理、コスト会計/在庫管理/物流等

D. 企業診断：

会社査定/企業診断、解決開発、コーチング技術、現場視察、外部リソースの活用（NGO、大学、民間コンサルタントを活用して BDS を提供する手法の指導）等

詳細については、R/D に添付されている ANNEX2 「Plan of Operation」 および ANNEX5 「Plan of Training」 を参照すること。

(13) 研修の実施場所・スケジュール（成果2 関連）

講義及びコンサルテーション OJT 研修の実施場所としては、それぞれ2箇所を想定している。具体的には、講義の実施場所は、1箇所目としてヘブロンを、2箇所目としてラマツラおよびナブルスのいずれかの地区とし、コンサルテーション OJT 研修の実施場所は、1箇所目としてヘブロン及びジェリコのいずれかの地区を、2箇所目としてラマツラ、ナブルス、及びジェリコのいずれかの地区を研修毎に選択するという方法が望ましい。各地区における研修実施場所としては、講義に関しては各地にある CCIAAs 等の会議室を、コンサルテーション OJT の研修実施場所としては、各地にある CCIAAs 等の会議室や零細中小企業の所在地を想定している。詳細な場所については、TC においてパレスチナ側関係機関と協議し決定する。

また、研修スケジュールとしては、それぞれの場所にてモジュール（A、B、C、D1、D2）毎に1週間程度の講義およびコンサルテーション OJT を行う。そして現地で各講義およびコンサルテ

ション OJT を実施する前に、日本においてテキスト作成（2 クール目であればテキスト改訂）等の準備を行う。講義およびコンサルテーション OJT の実施期間は各 4 か月程度を想定している。具体的には、別添の研修スケジュール例を参照のこと。

なお、遠方からの研修参加者に対しては、一人当たり往復交通費 25 ドル及び宿泊費 1 泊 50 ドルを支給することを可とする。

(14) プロジェクト目標と期待される成果の因果関係（成果 1～4 関連）

成果 1「プロジェクトの運営管理体制が整備される」は、本プロジェクトにおける活動内容について各関係機関の本来業務としての位置付けをより明確にすることを念頭に置いている。

成果 2「零細中小企業へ BDS を提供すると共に他の BDS 提供機関（本プロジェクトにおいて研修を受講しなかった機関）への研修を行うナショナルエキスパートが育成される」は、成果 1 で整備された体制下において、「ナショナルエキスパート」を育成することを目的としており、具体的には上記(12)に詳述した BDS に関する研修を実施する。

成果 3「企業への BDS 提供に関する活動計画（コンサルテーション・アクションプラン）が策定される」及び成果 4「他の BDS 提供機関における BDS 提供者の育成に関する活動計画（アウトリーチ・アクションプラン）が策定される」は、成果 2 に関する活動により育成されたナショナルエキスパートが、①零細中小企業に直接的に質の高い BDS を提供できる（「コンサルテーション」に該当）ようにすると共に、②他の BDS 提供機関に所属する BDS 提供者を育成する（「アウトリーチ」に該当）ことを目的としている。具体的には、零細中小企業への診断・指導（コンサルテーション）の実施に関する活動計画（コンサルテーション・アクションプラン）と、他の BDS 提供機関において BDS 提供者を育成するための活動計画（アウトリーチ・アクションプラン）を策定（草案の作成）することを想定している。

すなわち、成果 2 に関する活動により育成されたナショナルエキスパートが、成果 3 により策定されるコンサルテーション・アクションプランに基づきそのナショナルエキスパートが属する地域の零細中小企業へ質の高い BDS を提供する準備が整う。また、成果 4 により策定されるアウトリーチ・アクションプランに基づき、ナショナルエキスパートが他の BDS 提供機関に対し研修を行う準備が整う。これにより、育成されたナショナルエキスパートが属しない地域の零細中小企業へも将来的に質の高い BDS が提供されることとなる。よって、成果 1～4 を通じて、プロジェクト目標「育成されたナショナルエキスパートにより、零細中小企業に対して質の高い BDS が提供される仕組みが整う」ことが達成される見込みである。

(15) ナショナルエキスパートの選定（成果 2 関連）

ナショナルエキスパート候補者の選定に当たっては、上述のとおりデモセミナーおよびオープンセミナーを聴講した CCIAs、IMC、産業団体等の職員から希望者を募り、TC の調整の下、その希望者の中からナショナルエキスパート候補者を選定する。そして、その候補者に BDS に関する研修を実施し、将来的に BDS の提供者となる「ナショナルエキスパート」が育成される。なお、対象地域や研修を受講する CCIAs、産業団体等は限定することなく、FPCCIA および PFI が選定するすべての組織からナショナルエキスパート候補者が参加できることとした。

(16) セミナーおよび研修の実施体制

本プロジェクトでは、デモセミナーを1回、オープンセミナーを2回、BDSに関する研修として、講義およびコンサルテーションOJTをそれぞれ2回ずつ実施する。デモセミナーにおける講演者はコンサルタントであり、オープンセミナーにおける講演者は主にナショナルエキスパート候補者（コンサルタントも一部講演する）であり、BDSに関する研修の講師はコンサルタントである。なお、デモセミナーおよび2回のオープンセミナーの実施場所としては3箇所を想定している。

(17) C/Pの本邦研修受入れ支援業務の内包化及び第三国研修（主に成果2～4関連）

本プロジェクトでは、技術移転の一環として、C/Pを対象とした本邦研修を4回（中小企業振興研修（JCCメンバーを中心に5名程度）、BDS研修2回（ナショナルエキスパート候補者の中から各10名程度）、アクションプラン策定研修（2つの活動計画の実施主体を中心に5名程度）、各2週間程度）予定している。コンサルタントは、事前にJICAとの協議を行い、「コンサルタント等契約における研修員受入事業実施ガイドライン（2012年4月版）」に準じ、研修実施支援業務を行うが、プロポーザルにおいて本プロジェクトの目的及び期待する成果を踏まえた本研修の意義を明記する。コンサルタントは、プロジェクト全体目的に資する効果的な研修内容を想定し、必要な経費を前述のマニュアルに沿って積算すること。本経費については、別見積りとして見積りに含めること。

また、本プロジェクトでは、本邦研修に加え、東アジア諸国とも連携し、これら諸国が実施する中小企業振興に関する第三国研修も本プロジェクトのカウンターパート研修の一環として実施することを予定している。コンサルタントは、パレスチナ側関係機関とも協議した上で、研修の内容について東アジア諸国の研修実施機関と相談する。実施回数は年2回程度実施し、実施規模は5名2週間程度を想定し、別見積りとして見積りに含めること。

(18) 活動計画の策定

本プロジェクトでは、「2. プロジェクトの概要」の成果3、4に記載されているとおり、企業へのBDS提供に関する活動計画（コンサルテーション・アクションプラン）および他のBDS提供機関におけるBDS提供者の育成に関する活動計画（アウトリーチ・アクションプラン）を策定する。2つの活動計画を策定するに当たっては、その活動の内容や方法、実施時期、実施主体等を決定する。なお一例として、ある地方のCCIA職員がナショナルエキスパートと認定された後に、他のBDS提供機関（他の地方のCCIAs等）に対して研修を実施するためには、パレスチナの特性上（各地方間の親密性が薄い等）困難性を伴うことが予想されるため、アウトリーチ・アクションプランの策定に当たっては、その上部組織であるFPCCIAやMONEにそのコミットメントを持たせることに留意する。

(19) モニタリング体制の確立

本プロジェクトでは、「2. プロジェクトの概要」の活動3-2、4-2に記載されているとおり、BDS提供に関するモニタリング体制および他のBDS提供機関におけるBDS提供者の育成に関してのモニタリング体制を確立する。これら2つのモニタリング体制の確立に当たっては、モニタリングする内容やその方法、モニタリング対象、モニタリングに関する責任者、実際にモニタリングする人員等を決定する。

(20) ベースライン調査の実施

プロジェクト開始直後に、①パレスチナにおける現状のBDSの提供・斡旋機関について、②零細中小企業の実情、および③零細中小企業におけるBDSについてニーズについて、ベースライン調査を行う。これらの調査では、既存の報告書等の資料を最大限活用し、効率的に実施する。この結果は、後に作成するBDSに関する研修のカリキュラム作成や、活動計画の策定に活用する。

(21) 商工会議所 (CCIAs) の活用 (成果2 関連)

本プロジェクトのC/P機関であるヘブロン、ナブルス、ラマッラのCCIAsにおける本プロジェクトに対する期待は非常に高く、プロジェクトへの積極的な参加の姿勢が伺える。またCCIAsには、MBAを取得している等、優秀な人材が多く在籍していることから、本プロジェクトの実施においてはこれらのCCIAsを積極的に巻き込み、多くの職員をBDSに関する研修に参画すると共に、BDSに関する研修を実施する際にこれらCCIAsに、そのための場所を提供してもらうよう働きかける。

(22) 現地リソースの有効活用 (成果1~4 関連)

必要な場合にはサポート要員としてローカルコーディネーターを備上する。また、「第3 業務実施上の条件」7.に記載のベースライン調査においても現地コンサルタント・NGO等を活用するなど、現地リソースを有効に活用したプロジェクトの実施を検討する。また、現地リソースを活用する際には、プロジェクト終了後に同現地リソースが自立的・持続的に活動を展開できるよう、C/Pへの技術移転と同様の視点で技術移転を行う。

<その他業務遂行上の実施方針及び留意事項>

(23) 携行機材の仕様案作成と調達

コンサルタントは、業務遂行上必要な携行機材があれば、プロポーザルで提案すること。調達方法等については供与機材と同様に「委託契約等における機材調達・管理ガイドライン(2012年4月版)」に準じて対応する。供与機材及び携行機材は、機材購入後、取得年月日、購入機材名、使用・規格、数量、金額(通貨名を明記、外国通貨の場合は円額も記入)、購入先(販売元)を機材管理台帳に記入し、JICAに遅滞なく提出すること。また、プロジェクト目標が達成されるよう機材の最適な活用方法に留意する。

(24) プロジェクトの中間レビュー及び終了時評価

JICAは、2015年2月頃に中間レビュー調査を、2016年6月頃に終了時評価調査を予定している。コンサルタントは、調査の実施に際してその基礎資料として、既に実施した業務に関連して作成した資料等を整理、提供するとともに、実務的に可能な範囲で、現地調査において必要な便宜を供与するものとする。

なお、調査の実施時期については、プロジェクトの進捗状況等を踏まえ、変更される可能性がある。

(25) ラマダン期間と巡礼休暇期間の活動の調整

パレスチナではラマダン期間（ラマダン明け休暇期間を含む）と巡礼休暇期間前後の社会経済活動（特に官側）が停滞するため、活動・投入計画を作成する場合にはこれらの期間を避けるように留意すること。

(26) コンサルタントの配置

ビザの関係上、イスラエルへの短期滞在者の滞在期間の上限は3カ月であるため、各コンサルタントの1回の現地派遣期間が3ヶ月を超えない要員計画となるよう配慮すること。

6. 業務の内容

コンサルタントは、上記「3. 業務の目的」に示したプロジェクト目標および成果を達成するために活動を実施する。

以下にパレスチナ側と合意した PDM と PO に沿って、JICA の想定する業務の流れを記載するが、コンサルタントは以下を参考にしつつ、プロポーザルにおいてより効果的、効率的にプロジェクト目標、成果を達成する業務工程を具体的な計画・手法を添えて詳細に提案すること。

特に次のア～カの項目について詳細に提案すること。

- ア 業務従事者の配置（担当分野、人数、期間等）。特に、成果2を行うコンサルタントの体制・技術指導の手法・頻度。プロセス・フロー・スケジュールについても記載を行うこと。
- イ デモセミナーにおける講演内容
- ウ BDS に関する研修において実施する講義及びコンサルテーション OJT の内容
- エ 本邦研修支援計画（研修内容、期間等）
- オ プロジェクト目標および期待される成果の達成状況を測定（評価）する指標
- カ 上記ア～オを勘案した総合的な実施活動方針案

(1) 業務の流れ

<第一フェーズ：2013年9月～2015年3月>

(全成果共通)

ア ワークプラン（0号・1号・2号）の作成

本プロジェクトの目的を踏まえ、日本国内で入手可能な資料・情報を整理し、業務実施に関する基本方針（項目と内容、範囲、手法、実施体制、スケジュール等含む）を検討し、JICA 本部の承認後、ワークプラン（0号）として取りまとめる。

また、パレスチナ側関係機関に対し、ワークプラン（0号）について説明・協議し、プロジェクト全体像を共有する。協議の結果、必要に応じて内容を見直し、ワークプラン（1号）として合意し、協議内容を付した協議議事録を作成する。

さらに、プロジェクト開始後12カ月にワークプランを更新し、JICA 本部の承認後、ワークプラン（2号）としてとりまとめる。

イ JCC の開催

JCC（第一回：2014年6月頃、第二回：中間レビュー調査時を目処）の開催支援

ウ TC の開催

TC では、プロジェクトディレクターをはじめとした JCC メンバー等に加え、セミナーや BDS に関する研修を実施するに当たり協力が必要不可欠のヘブロン、ナブルス、ラマッラの CCIAs

からの参加者も交え、プロジェクトの具体的な活動について決定する。TCは月に1回程度開催されることが望ましい。

エ 本邦研修について

本邦研修の企画・実施を行う。なお、研修の実施にあたってコンサルタントは、研修日程及びカリキュラムの作成、講師の手配、見学先・実習先の手配、教材の作成、研修場所及び必要資機材の手配、講義・実習・見学の実施等、研修に係る運営管理を実施する。候補者の人選については、JICAの意向を確認しつつ候補者の人選及び研修内容についてC/P機関に助言し調整する。また、受入に係る要望調査票の作成並びに研修のアプリケーションフォームの取り付けに協力すること。なお、上記の実施にあたっては、コンサルタントは、JICAが別途定める「コンサルタント等契約における研修員受入事業実施ガイドライン（2012年4月版）」に沿い、本研修の趣旨を十分理解した上で実施すること。

なお、研修内容や規模は、現地における業務の進捗も踏まえてパレスチナ側と協議のうえ投入内容・人数・時期について決定することとするが、現時点では、中小企業振興研修1回（JCCメンバーを中心に5名程度）、BDS研修1回（ナショナルエキスパート候補者の中から各10名程度）、各2週間程度の実施を見込んでいる。

オ プロジェクト事業進捗報告書・第一フェーズ完了報告書の作成

第一フェーズの活動状況について、12ヶ月後に本コンサルタント契約の業務に関するプロジェクト事業進捗報告書として取りまとめる。また、必要に応じてJCCで報告する。

また、第一フェーズの活動状況について、第一フェーズ終了時に第一フェーズ完了報告書として取りまとめる。

(成果1)

1-1 ベースライン調査（ニーズ調査を含む）の実施

プロジェクト開始直後に、①パレスチナにおける現状のBDSの提供・斡旋機関について、②零細中小企業についての実情、および③零細中小企業におけるBDSについて、ベースライン調査を行う。具体的に、①では、パレスチナにおいて存在する零細中小企業に対してBDSを提供または斡旋する機関等について調査する。②では、どの程度の割合の零細中小企業がBDSの提供を受けているか、またどのような機関からどのような内容のBDSの提供を受けているか等について調査する。③では、零細中小企業が既に提供を受けているBDSに対してどのようなニーズがあるのか、また今後どのようなBDSの提供を希望しているか等について調査する。

これらの調査では、既存の報告書等の資料を最大限活用し、効率的に実施する。この結果は、後に作成するBDSに関する研修のカリキュラム作成や、活動計画の策定に活用する。

1-2 関係者間の役割分担およびBDS提供／斡旋機関の実施体制の確定

パレスチナ側関係者の実施体制案を作成し、パレスチナ側関係者に説明・協議を行い、パレスチナ側の全ての関係者と役割分担等を確認し、最終的な実施体制についてプロジェクトガイドラインを作成することにより確定させる。但し、現地での状況に応じて柔軟に体制の改善を検討し、JICA及び先方関係者に説明・合意の上、改善を行う。

1-3 テクニカルコミッティ（TC）の設置

プロジェクト活動の実施責任機関として、テクニカルコミッティ（TC）を設置すると共に、

その役割について明確にする。TC では、プロジェクトディレクターである MONE 産業開発局長が議長を務め、MONE、FPCCIA、PFI 各機関のディレクターをはじめとした職員で構成し、プロジェクトの監理を行うと共に、プロジェクトにおける具体的な活動内容を協議、決定する。

1-4 他ドナーとの連携担当者の決定および連携方法の検討

パレスチナにおける民間セクター支援の分野においては、世界銀行（WB）、ドイツ国際協力公社（GIZ）、フランス開発庁（AFD）等がプロジェクトを実施している。特に、WB のプロジェクトは、MONE を実施機関とし、中小企業を中心とした民間セクターに関する政策面の支援、開発戦略を策定することを予定しており、本プロジェクトとの関連性が大きい。

本プロジェクトと他ドナーによるプロジェクトとは内容の棲み分けがなされているが、類似の分野における協力であることから、緊密に情報を共有し相互に協調して実施し、相乗効果を発現させていくことに努めること。

（成果 2）

2-1 デモセミナーの実施

BDS に関する研修を実施する前に、コンサルタントによる「デモセミナー」を実施する。セミナーの対象は主に JAIP 入居予定企業をはじめとした零細中小企業であり、主に 5. (12) に記載された A～D の 4 つのテーマ（あくまで一例であり、その講演内容についてはプロポーザルにて提案すること）に関して講演を行う。デモセミナーの開催にあたっては、FPCCIA に依頼して各地の CCIA s の職員などにも積極的に参加してもらう。そして、このデモセミナーに興味を持った CCIA s 等の職員がナショナルエキスパート候補者となり、その後の BDS に関する研修に参加するため、より多くのナショナルエキスパート候補者が研修への参加を希望するよう、実用的な内容になるよう留意する。セミナー参加人数は 50～100 人を想定している。セミナーの開催場所としては、ヘブロン地区、ラマッラ地区、ナブルス地区の 3 か所とすることが望ましい。なお、PIEFZA 職員の BDS 担当者も招へいすること。

2-2 BDS に関する研修の計画策定

BDS に関する研修には、①講義と②企業診断・指導（コンサルテーション）の OJT の 2 種類があり、それぞれの研修の内容については 5. (12) に記載のとおりである。コンサルタントは、上記 2 つの研修の計画を策定する。なお、研修の実施場所およびスケジュールについては、5. (13) に記載されている内容を考慮して策定すること。

2-3 BDS に関する講義研修の実施

上記 2-2 で策定した研修計画に基づいて、BDS に関する講義研修を実施する。研修の実施に当たっては、FPCCIA や、ヘブロン、ナブルス、ラマッラそれぞれの CCIA s および PFI の協力が必要不可欠なので、緊密な連絡体制を整えておく必要がある。

2-4 コンサルテーション OJT 研修の実施

上記 2-2 で策定した研修計画に基づいて、コンサルテーション OJT 研修を実施する。研修の実施に当たっては、FPCCIA や、ヘブロン、ナブルス、ラマッラそれぞれの CCIA s の協力が必要不可欠なので、緊密な連絡体制を整えておく必要がある。なお、OJT を実施する零細中小企業は、TC において事前に選定しておく必要があることに留意する。その際、JAIP テナント企業（入居予定企業を含む）を積極的に選定するよう TC において調整すること。

2-5 ナショナルエキスパートによるオープンセミナーの実施

講義およびコンサルテーションOJT研修の実施後に、零細中小企業向けに第1回オープンセミナーを実施する。研修を受講したナショナルエキスパート候補者は、デモセミナーでの講演内容と同様の内容の講演を行う。さらに、このオープンセミナーに興味を持ったCCIAs等の職員が、ナショナルエキスパート候補として第2クールのBDSに関する研修に参加することとなるため、コンサルタントは、より多くのナショナルエキスパート候補者が第2クールの研修への参加を希望するよう、講演予定のナショナルエキスパート候補者の資料作成等を支援し、実用的かつ明快な内容となるよう留意する。また、コンサルタントも一部の内容について講演する。セミナー参加人数は50~100人を想定している。なお、セミナーの開催場所としては、ヘブロン、ラマツラ、ナブルスの3か所とすることが望ましい。

(成果3)

3-1 BDSの提供方法の検討

企業へのBDS提供に関する活動計画（コンサルテーション・アクションプラン）を策定するべく、BDSに関する研修を修了したナショナルエキスパートが零細中小企業に効率的にBDSを提供するための具体的な方法・体制等を検討する。具体的には、成果2に関する活動の実施状況を踏まえ、関係者間での方法・体制等の議論を行う。その際には、ベースライン調査により判明したパレスチナにおける零細中小企業を取り巻く現状を考慮して検討することに留意する。

3-2 BDSの提供に関するモニタリング体制の検討

プロジェクト終了後にナショナルエキスパートが零細中小企業に対して継続的にBDSを提供しているかを確認するためのモニタリング方法・体制等を関係者間で議論する。モニタリング体制の検討に当たっては、モニタリングする内容やその方法、モニタリング対象、モニタリングに関する責任者、実際にモニタリングする人員等について検討する。

また、その際にはベースライン調査により判明したパレスチナにおける零細中小企業を取り巻く現状を考慮する。

(成果4)

4-1 他のBDS提供機関におけるBDS提供者の育成方法の検討

BDSに関する研修に参加しなかったCCIAs等の組織を「他のBDS提供機関」と定義し、それら組織の職員に対して、BDSに関する研修を修了したナショナルエキスパートが二次的にBDSに関する研修を実施するための活動計画（アウトリーチ・アクションプラン）を策定するべく、ナショナルエキスパートが他のBDS提供機関に効率的に研修を実施するための具体的な方法・体制を関係者間で議論する。その際には、パレスチナにおいて、あるCCIAs等の職員が他のCCIAs等にBDSに関する研修を実施するためにはどのような阻害要因があるのか等について十分に情報収集しておく必要があることに留意する。

また、ナショナルエキスパートが他のBDS提供機関に研修を実施できないという事態になった場合、代替手段（例：あるCCIAsの職員であるナショナルエキスパートが他の地域の零細中小企業に対してBDSを直接提供する等）についても検討する。

4-2 他のBDS提供機関におけるBDS提供者の育成に関するモニタリング体制の検討

プロジェクト終了後に、ナショナルエキスパートが他のBDS提供機関に対して継続的にBDSに関する研修を実施しているかを確認するためのモニタリング方法・体制等を関係者間で議論する。モニタリング体制の検討に当たっては、モニタリングする内容やその方法、モニタリング対象、モニタリングに関する責任者、実際にモニタリングする人員等について検討する。

また、その際にはベースライン調査により判明したパレスチナにおける零細中小企業を取り巻く現状を考慮する。

<第二フェーズ：2015年4月～2016年10月>

(全成果共通)

ア ワークプラン（3号・4号）の作成

第二フェーズ開始後にワークプランを更新し、JICA本部の承認後、ワークプラン（3号）としてとりまとめる。

また、第二フェーズ開始後12ヵ月にワークプランを更新し、JICA本部の承認後、ワークプラン（4号）としてとりまとめる。

イ JCCの開催

JCC（第三回：終了時評価調査時を目処）の開催を支援する。

ウ TCの開催

プロジェクトの具体的な活動について決定するため、TCが月1回程度開催されることを支援する。

エ 本邦研修について

本邦研修の企画・実施を行う。なお、研修規模は、現地における業務の進捗も踏まえてパレスチナ側と協議のうえ投入内容・人数・時期について決定することとするが、現時点では、BDS研修1回（ナショナルエキスパート候補者の中から各10名程度）、アクションプラン策定研修1回（2つの活動計画の実施主体を中心に5名程度）、各2週間程度の実施を見込んでいる。

オ プロジェクト事業進捗報告書の作成

第二フェーズの活動状況について、12ヶ月ごとに本コンサルタント契約の業務に関するプロジェクト事業進捗報告書として取りまとめる。また、必要に応じてJCCで報告する。

カ プロジェクト事業完了報告書の作成

第二フェーズの活動結果等について、プロジェクト事業完了報告書として取りまとめる。

(成果2)

2-2 BDSに関する研修の計画策定

第二フェーズでは、第二クールのBDSに関する研修（①講義および②コンサルテーションOJT）を実施する。その研修内容等については、第一クール時の研修での反省点を踏まえて、再度検討する。

2-3 BDSに関する講義研修の実施

上記2-2で策定した研修計画に基づいて、BDSに関する講義研修を実施する。第一クール時の研修における反省点を踏まえて、テキストの改訂や講義の進行等についても適宜変更す

る。

2-4 コンサルテーション OJT 研修の実施

上記 2-2 で策定した研修計画に基づいて、コンサルテーション OJT 研修を実施する。第一クール時の研修における反省点を踏まえて、テキストの改訂やコンサルテーションを行う企業の選定基準、コンサルテーションの進行等についても適宜変更する。

2-5 ナショナルエキスパートによるオープンセミナーの実施

講義およびコンサルテーション OJT 研修の実施後に、零細中小企業向けに第 2 回オープンセミナーを実施する。研修を受講したナショナルエキスパート候補者は、第 1 回オープンセミナーでの講演内容と同様の内容の講演を行う。コンサルタントは講演予定のナショナルエキスパート候補者の資料作成等を支援し、実用的かつ明快な内容となるよう留意する。また、コンサルタントも一部の内容について講演する。なお、セミナーの開催場所としては、ヘブロン地区、ラマッラ地区、ナブルス地区の 3 か所とすることが望ましい。

(成果 3)

3-1 BDS の提供方法の確立

第二フェーズでは、第一フェーズで検討をした、ナショナルエキスパートが零細中小企業に効率的に BDS を提供するための具体的な方法・体制等の検討をさらに進め、その方法・体制等について一つの案を作成し、最終的にコンサルテーション・アクションプランとして JCC に承認されるよう支援する。

3-2 BDS の提供に関するモニタリング体制の確立

第二フェーズでは、第一フェーズで検討をした、ナショナルエキスパートが零細中小企業に対して継続的に BDS を提供しているかを確認するためのモニタリング方法・体制等についてさらに検討を進め、最終的にその方法・体制等をコンサルテーション・アクションプランに盛り込んだものが JCC に承認されるよう支援する。モニタリング体制を確立するに当たっては、モニタリングする内容やその方法、モニタリング対象、モニタリングに関する責任者、実際にモニタリングする人員等について決定する。

(成果 4)

4-1 他の BDS 提供機関における BDS 提供者の育成方法の確立

第二フェーズでは、第一フェーズで検討をした、ナショナルエキスパートが他の BDS 提供機関に効率的に研修を実施するための具体的な方法・体制等についてさらに検討を進め、その方法・体制等について一つの案を作成し、最終的にアウトリーチ・アクションプランとして JCC に承認されるよう支援する。

また、現状では各地方の CCIAs の連携体制が十分でないことから、仮にナショナルエキスパートが他の BDS 提供機関に研修を実施できないという事態になった場合に備え、その代替手段（例：ある CCIAs の職員であるナショナルエキスパートが他の地域の零細中小企業に対して BDS を直接提供する等）についても確立する。

4-2 他の BDS 提供機関における BDS 提供者の育成に関するモニタリング体制の確立

第二フェーズでは、第一フェーズで検討をした、ナショナルエキスパートが他の BDS 提供機関に対して継続的に BDS に関する研修を実施しているかを確認するためのモニタリング方

法・体制等について、さらに検討を進め、最終的にその方法・体制等をアウトリーチ・アクションプランに盛り込んだものが JCC に承認されるよう支援する。モニタリング体制の確立に当たっては、モニタリングする内容やその方法、モニタリング対象、モニタリングに関する責任者、実際にモニタリングする人員等について決定する。

7. 成果品等

(1) 報告書・技術協力成果品

「2. (3)プロジェクト成果・主な活動及び指標」に記載されている成果の達成状況は、以下の提出物ならびにプロジェクト終了時評価調査の結果をもって確認する。成果品の記載事項および提出時期等は以下のとおりとする。

| フェーズ | レポート名 | 提出時期 | 部数など |
|--------|------------------------|-----------------------------------|--|
| 第一フェーズ | ワークプラン (W/P) (ドラフト-0号) | 業務開始から約二週間以内 (2013年10月) | 和文5部 |
| | ワークプラン (W/P) (第一号) | 業務開始から約3ヵ月以内 (2013年12月) | 英文20部 (うち先方へ18部) 和文5部 |
| | プロジェクト事業進捗報告書 (第一号) | 業務開始から約12ヶ月経過時 (2014年9月) | 英文20部 (うち先方へ18部) 和文5部 |
| | ワークプラン (W/P) (第二号) | 業務開始から13ヶ月以内 (2014年10月) | 英文20部 (うち先方へ18部) 和文5部 |
| | プロジェクト事業完了報告書 (第一号) | 第一フェーズ契約終了時 (2015年3月) | 英文20部 (うち先方へ18部) 和文5部 レポートのCD-ROM(英文・和文) |
| 第二フェーズ | ワークプラン (W/P) (第3号) | 第二フェーズ業務開始から約二週間以内 (2015年4月) | 英文20部 (うち先方へ18部) 和文5部 |
| | プロジェクト事業進捗報告書 (第二号) | 第二フェーズ業務開始から約12ヶ月経過時 (2016年3月) | 英文20部 (うち先方へ18部) 和文5部 |
| | ワークプラン (W/P) (第4号) | 第二フェーズ業務開始から13ヶ月以内 (2016年4月) | 英文20部 (うち先方へ18部) 和文5部 |
| | プロジェクト事業完了報告書 (第二号) | 第二フェーズ契約終了時 (2016年10月) | 英文20部 (うち先方へ18部) 和文5部 レポートのCD-ROM(英文・和文) |

〈定期報告書〉

ア ワークプラン (W/P) (第 0 号～第 4 号)

コンサルタントは、既存資料（詳細計画策定調査資料等）を整理分析し、ワークプラン（ドラフト）を作成し、現地作業開始時にパレスチナ側関係機関ならびに必要に応じて JCC への説明および内容に関する協議を行う。また、この協議結果を踏まえたワークプラン（第 0 号～第 4 号）を作成し、その内容について JICA の承認を得ることとする。

年間ごとの業務計画については、主に下記の内容については、JICA に対して提案を行い、協議を行うものとする。提案時期については、JICA の指示に従うこと。

(ア) 業務従事者派遣に係る業務

コンサルタントの指導分野、活動項目等は基本的に M/M (Minutes of Meeting) 及び P0 のとおりであるが、業務の進捗に応じて具体的な技術指導分野の変更および分野ごとの派遣期間・派遣時期などの変更を提案し、JICA による承認を得てこれらを調整することも可能である。

(イ) C/P 研修に係る業務

JICA が実施する C/P 研修について、研修内容、時期、期間、人数、受入先候補機関などを JICA に提案する。

(ウ) 現地再委託に係る業務

必要に応じ作業の目的、作業計画、作業内容と数量を提案する。

イ プロジェクト事業進捗報告書 (第一号～第二号)

コンサルタントは、業務開始後概ね 12 ヶ月毎にプロジェクト事業進捗報告書を作成し、パレスチナ側ならびに JCC への説明および内容に関する協議を行う。また、この協議結果を踏まえプロジェクト事業進捗報告書を修正し、パレスチナ側関係機関、JICA 産業開発・公共政策部および JICA パレスチナ事務所へ提出することとする。プロジェクト事業進捗報告書には最低限以下の事項を含む。

(ア) 当該期を中心とする報告書作成時点までの事業実施の概要（内容、作業フロー、業務実施人月表、当初計画との変更点およびその理由等）

(イ) 当該期を中心とする報告書作成時点までの協力成果（当該期間の成果達成状況（PDM 各指標等）、成果品等についての概要説明）

(ウ) 次期を中心とする今後の活動計画及び想定される成果

(エ) 関連会議の議事録（プロジェクト実施のプロセスの把握を容易にするために、和文報告書には、英文報告書にも含める JCC 等の公式な会議の議事録に加え、パレスチナ側関係機関、本邦関係者、JICA 等とのより日常的な会議の議事録も適宜盛り込むこととする。）

(オ) BDS に関する研修の実施記録

(カ) デモセミナー、オープンセミナーの実施記録

(キ) 収集資料一覧表

(ク) その他必要事項

ウ プロジェクト事業完了報告書（第一号～第二号）

コンサルタントは、プロジェクト終了までにプロジェクト事業完了報告書を作成し、パレスチナ側関係機関ならびに JCC への説明および内容に関する協議を行う。また、この協議結果を踏まえプロジェクト事業完了報告書を修正のうえ、JICA が開催する会議でプロジェクト事業完了報告書に基づく最終報告を実施し、その内容について JICA の合意を得ることとする。なお、プロジェクト事業完了報告書には最低限以下の項目を含めることとする。

- (ア) プロジェクトの背景・概要・実施方針
- (イ) プロジェクトの成果一覧
- (ウ) 活動実施スケジュール（実績）
 - PO に活動実績を記入したもの
- (エ) 投入実績
- (オ) BDS に関する研修の実施記録
- (カ) デモセミナー、オープンセミナーの実施記録
- (キ) 技術移転活動の報告
- (ク) コンサルタント派遣実績（氏名、指導分野、派遣期間、業務概要等）
- (ケ) モデル企業への診断・指導活動実績
- (コ) 研修員受入実績（研修員氏名、研修分野、研修期間、研修先、研修概要等）
- (サ) 供与機材実績（リスト、機材到着日・検収確認日、設置場所、利用・管理状況等）
- (シ) 一般業務費支出実績（年度毎の金額実績等）
- (ス) 再委託業務の概要、成果
- (セ) プロジェクト実施運営上の工夫、教訓
- (ソ) PDM の変遷（PDM を改訂した経緯がある場合）
- (タ) JCC 開催記録

<技術協力成果品>

ア 講義用テキストおよびコンサルテーション OJT 用テキスト（A, B, C, D1, D2 モジュール毎）

コンサルタントは、BDS に関する研修のために講義用テキストおよびコンサルテーション OJT 用テキストを作成し、TC において説明および内容に関する協議を行う。また、この協議結果を踏まえ上記 2 つのテキストを修正し、実際の講義およびコンサルテーション OJT において用いたものを、パレスチナ側関係機関、JICA 産業開発・公共政策部および JICA パレスチナ事務所に提出することとする（日本語または英語）。また、二年次の研修時には、一年次に作成したテキストを改訂して用いる。そして、実際に二年次の研修で用いた改訂後のテキストを、パレスチナ側関係機関、JICA 産業開発・公共政策部および JICA パレスチナ事務所に提出することとする（日本語・英語・アラビア語）。

イ デモセミナーおよびオープンセミナーで使用した講演資料等

第一次契約期間に実施するデモセミナーおよび第二次契約期間に実施する 2 回のオープンセミナーにおいて、コンサルタントおよびナショナルエキスパート候補者が実施するプレゼンテーションで使用した講演資料および配布資料を、パレスチナ側関係機関、JICA 産業開発・公共政策部および JICA パレスチナ事務所に提出することとする（日本語・英語・アラビア語）。

(2) 報告書作成にあたっての留意点

- ア 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。必要に応じ図や表を活用すること。また、英文等の外国語についてもネイティブ・スピーカー等によるチェックを十分に行い、読みやすいものとする。報告書本文中で使用するデータおよび情報については、その出典を明記すること。
- イ 各報告書のパレスチナ側への説明、協議に際しては、事前に JICA に提出し、承諾を得ること。
- ウ 各報告書には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適用年月日および略語表を目次の次の頁に記載すること。
- エ 報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠（資料編の項目）との照合が容易に行えるよう工夫を施すこと。
- オ プロジェクト事業完了報告書については、製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については『コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン』を参照すること。

(3) 現地再委託調査の成果品

現地再委託にて実施した業務結果については、業務完了報告書提出時に現地委託業務報告書を提出する。

(4) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報を作成し、監督職員又は分任監督職員に提出する。

(5) 収集資料

プロジェクト終了時に契約期間中に収集した資料、データおよびリスト一式（JICA 図書館の定型様式）を提出する。

第3 業務実施上の条件

1. 業務の工程

(1) 業務実施期間

2013年9月下旬に国内作業を開始し、2016年10月終了を目処とする。

また、以下の2つの期間に分けて業務を実施する。

- ・第一フェーズ（第一次契約）：2013年9月～2015年3月
- ・第二フェーズ（第二次契約）：2015年4月～2016年10月

| FY25 | | | FY26 | | | | FY27 | | | | FY28 | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|--|
| 2 四 半期 | 3 四 半期 | 4 四 半期 | 1 四 半期 | 2 四 半期 | 3 四 半期 | 4 四 半期 | 1 四 半期 | 2 四 半期 | 3 四 半期 | 4 四 半期 | 1 四 半期 | 2 四 半期 | 3 四 半期 | |
| 第一次契約 | | | | | | | 第二次契約 | | | | | | | |
| ■(0号) | | | ■(2号) | | ■(3号) | | ■(4号) | | | | | | | |
| | ■(1号) | | | | | | | | | ▲(2号) | | | | |
| | | | | | | ★(1号) | | | | | | | ★(2号) | |

■：ワーキングプラン

▲：事業進捗報告書

★：プロジェクト事業完了報告書

2. 業務量の目途及び業務従事者の構成

(1) 業務量の目途

業務量は、下記を目処とするが、効率的、かつ効果的な実施方法を提案すること。

第一フェーズ（第一次契約）： 25.99M/M

全体合計：47.32M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

本業務には以下に示す各分野の担当事項を担当する団員が参加することを基本とする。なお、上記の業務量を超えない範囲において担当分野の変更・追加または統合・分離が必要と考えられる場合は、明確な理由とともにプロポーザルにて提案すること。

ア 総括（2号）：業務全体の計画運営とりまとめ

イ 企業マネジメント：BDSに関する研修において、経営管理・財務管理分野を担当

ウ マーケティング：BDSに関する研修において、マーケティングと販売分野を担当

エ 生産管理／販売管理（3号）：BDSに関する研修において、生産管理と販売管理分野を担当

オ 企業診断（3号）：BDSに関する研修において、企業診断分野を担当

カ 業務調整／企業診断補助

(3) 通訳

通訳（英語⇄アラビア語）は必要に応じて現地備上を可とする。

(4) ローカルコーディネーター

ローカルコーディネーターは、必要に応じて2名程度、現地備上を可とする。

3. 対象国の便宜供与

パレスチナ側の便宜供与については、R/Dを参照のこと。

4. 配布資料およびその他資料

(1) 配布資料

- ア 本プロジェクト R/D、M/M
- イ 詳細計画策定調査報告書（案）
- ウ 調査団入手資料（CCIAs リスト、産業団体リスト等）

(2) その他資料

以下の報告書は JICA 図書館ホームページにて閲覧可

(URL : <https://libportal.jica.go.jp/fmi/xsl/library/public/Index.html>)

- ア 「パレスチナ中小零細企業育成準備調査」ファイナルレポート（要約）
- イ 「パレスチナ中小零細企業開発に係る基礎情報収集・確認調査報告書」
- ウ 「パレスチナジェリコ農産加工団地のための PIEFZA 能力強化プロジェクト」プロジェクト事業完了報告書

5. 業務用機材

(1) 車輛

本プロジェクトで活用可能な車輛が1台ある。プロジェクト開始後に JICA パレスチナ事務所が調達、JICA が車輛の保険をかけた上で、供与機材として先方政府に提供するものである（プロジェクト終了後に先方政府に供与する）。よって、見積には、ドライバー備上費、燃料費のみ見積もることとする。なお、車輛の調達に時間を要するため、プロジェクト開始後半年間のレンタカー費用は見積もることとする。

(2) その他

その他業務遂行上必要な機材があれば、プロポーザルの中で提案すること。

6. 輸出管理

本契約において調達する供与機材及び携行機材について、コンサルタントが輸出貿易管理令および輸出に関するその他法令により輸出申告書類として、許可証および証明書の取得を要するか否かを確認し、JICA に対して所定の様式により報告するものとする。また、本契約により調達した資機材を含め、コンサルタントが当該国に持ち込み、本邦に持ち帰らない機材であり、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行なうものとする。

7. 現地再委託

本案件のモニタリング評価を目的とし、ベースライン調査を実施しすることとし現地再委託を行

うことを想定している。当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める。

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン（2012年4月）」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施・監督方法等につき、可能な範囲でより具体的な提案を行うこと。

8. 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意し、JICA パレスチナ事務所、在イスラエル国日本大使館において十分な情報収集を行うと共に、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。現地調査中は以下に示す JICA の安全管理基準を厳守し、防弾車が必要な地域への移動を伴う場合は、JICA パレスチナ事務所へ防弾車を予約し、使用すること。なお、緊急時の連絡体制については、特に万全を期し、事前に構築、JICA に周知しておくこと。

現地作業中の安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

- (1) ヨルダン川西岸地区における宿泊場所は、同事務所が定める安全対策措置にて指定された範囲内の宿泊施設とする。
- (2) 治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意し、日々の移動については、前日 17 時まで同事務所宛に翌日の移動計画表を送付する。
- (3) 現地調査時の海外保険は、購入保険の適用範囲を十分に確認の上、戦争特約が付保されることを確認する。本経費は、安全管理に係る経費として認める。

9. その他

(1) 複数年度契約

本契約の各年次においては、それぞれ年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地調査及び国内作業を継続して実施することができる。

経費支出についても、年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(2) 一般管理費等の加算

本業務の対象地域は治安面で十分に安定しているとは言い難い地域であり、通常とは異なる環境下での特殊な業務が必要とされる。このため、一般管理費等について 10%を上限として加算し、技術経費を計上することが出来るものとする。

以 上

別添：研修スケジュール例

研修スケジュール例

<条件>

- ・講義及びコンサルテーションOJTの実施期間はそれぞれ4か月を目安とする
- ・講義の実施箇所は2か所とする(①ヘブロン、②ナブルス又はラマツラ)
- ・コンサルテーションOJTの実施箇所は2か所とする(①ヘブロン又はジェリコ、②ナブルス、ラマツラ又はジェリコ)
- ・専門家は各モジュール(A, B, C, D1, D2)の講義及びコンサルテーションOJTを1週間実施する
- ・専門家は各モジュールの講義及びコンサルテーションOJTの実施前に日本にてテキスト等の資料を準備する

<講義のスケジュール例>

| Week | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
|------------|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 日本での準備 | A | | | B | | | D1 | | | C | | | D2 | | | | |
| ヘブロン | A | | | | B | | | D1 | | | C | | | D2 | | | |
| ナブルス又はラマツラ | | | A | | | B | | | D1 | | | C | | | D2 | | |

<コンサルテーションOJTのスケジュール例>

| Week | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
|-----------------|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 日本での準備 | A | | | B | | | D1 | | | C | | | D2 | | | | |
| ヘブロン又はジェリコ | A | | | | B | | | D1 | | | C | | | D2 | | | |
| ナブルス、ラマツラ又はジェリコ | | | A | | | B | | | D1 | | | C | | | D2 | | |